

令和7年5月19日

十勝バス株式会社の乗合バス上限運賃変更認可について

北海道運輸局は、令和7年5月19日付けで、十勝バス株式会社（帯広市）から申請のあった乗合バス上限運賃の変更について認可しましたので、お知らせいたします。

1. 事業者名

十勝バス株式会社（帯広市西23条北1丁目1番1号）
代表取締役社長 野村 文吾

2. 対象路線

一般乗合バス路線

3. 運賃額

現行の上限運賃	認可した上限運賃
○対キロ区間制 基準賃率 52.3円※1 初乗運賃 140円	○対キロ区間制 基準賃率 57.5円※1 初乗運賃 220円
○地帯制 1区 180円 2区 200円 3区 220円	○地帯制 廃止※2

※1 現行の基準賃率は消費税5%を含み、認可した基準賃率は消費税10%を含む

※2 帯広を中心とする地帯制は、対キロ区間制に移行する

（主要区間の実施運賃等）

実際に旅客から収受する運賃は、認可を受けた上限の範囲内で定められることとなりますので、詳しくはバス事業者のホームページをご参照ください。

<https://www.tokachibus.jp/2025/05/19/59500/>

4. 実施予定日

令和7年6月2日（月）

【問い合わせ先】

自動車交通部 旅客第一課 経亀、平田
TEL：011-290-2741